

日本版 ISA(少額投資非課税制度)

(担当：中村 彰利)

平成 25 年 3 月 29 日参議院本会議において、平成 25 年税制改正法が可決成立をし、平成 26 年より日本版 ISA(Individual Savings Account) 制度が開始されることが確定しました。

今回はこの日本版 ISA が具体的にどのような制度なのかご説明いたします。

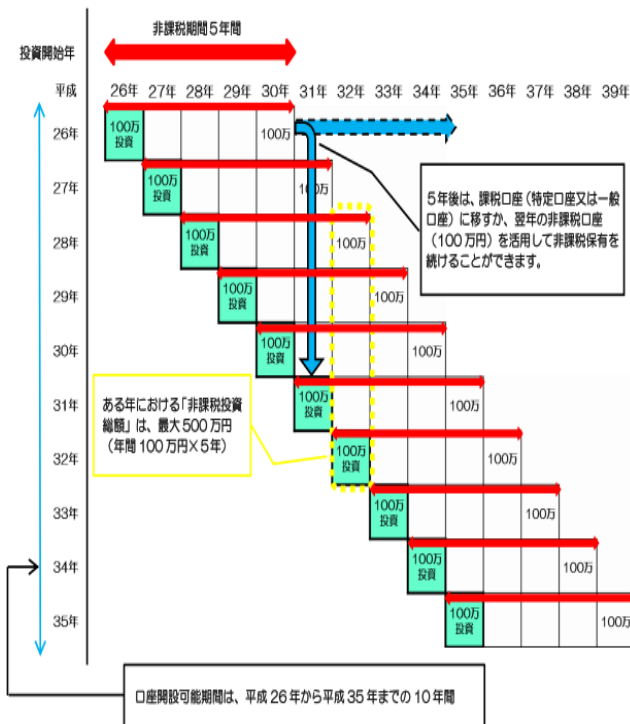
1. 概要

日本版 ISA は証券会社等で開設した非課税口座内の上場株式等の配当や譲渡益について、毎年新規投資額万 100 万円を上限として 5 年間非課税とする制度です。

制度利用可能者	その年1月1日時点で満20歳以上の居住者等
非課税対象	上場株式等・公募株式投資信託の配当・譲渡益
非課税投資額	毎年新規投資額で100万円を上限 (限度額到達後の配当等の再投資不可)
非課税投資総額	最大500万円
非課税期間	最長5年間
途中売却	自由(売却部分の再利用不可)
口座開設数	勤定設定期間(※)ごとに1人1口座
投資可能期間	10年間(平成26年～平成35年)
導入時期	平成26年1月

(※)平成26年～平成29年、平成30年～平成33年、平成34年～平成35年

《日本版 ISA イメージ》



(出所) 日本証券業協会『少額投資非課税制度 Q & A』

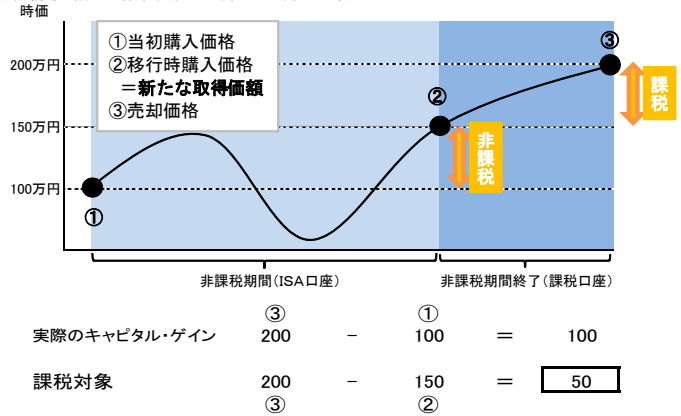
上記のイメージのように平成 26 年に投資した 100 万円に係る株式等は平成 30 年に非課税

期間が終わり、課税口座に移行されるのが原則です。ただし、平成 31 年に新たに設けられる非課税投資枠に 100 万円以下の金額を移行することができます。この場合には最大 10 年間非課税での投資が可能となります。

2. 課税口座へ移行した後の課税関係

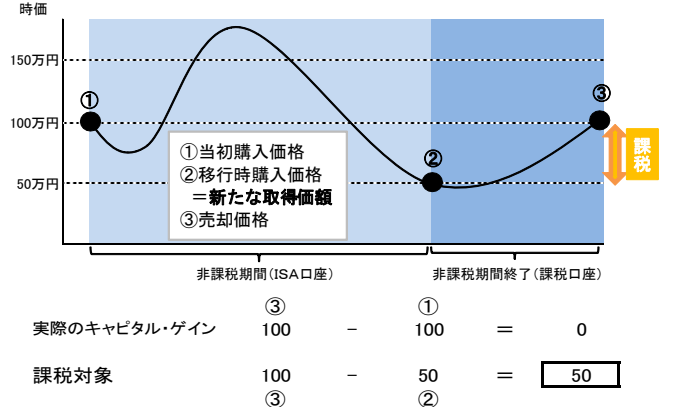
非課税期間後に課税口座に移行した場合には、課税口座移行時の時価が、新たな取得価額となります。その後の課税関係を具体的に見ますと以下ようになります。

(1)非課税期間中に保有資産の時価が上昇した場合



このケースでは、非課税期間中の時価上昇分である 50 万円が非課税となったことにより、実際のキャピタル・ゲインより少なく課税されます。

(2)非課税期間中に保有資産の時価が下落した場合



このケースでは、本来のキャピタル・ゲインはない状態ですが、取得価額の付け替えによって 50 万円が課税の対象になってしまいます。

3. 非課税口座で生じた損失

非課税口座で発生した損失は、ないものとされ、他の課税口座(特定口座、一般口座)で発生した利益と通算する事はできません。